

6 料金

生活保護世帯等は、火葬料・霊柩自動車使用料が減額になります。
 詳細については、斎場事務室へお問い合わせください。

(令和4年4月1日現在)

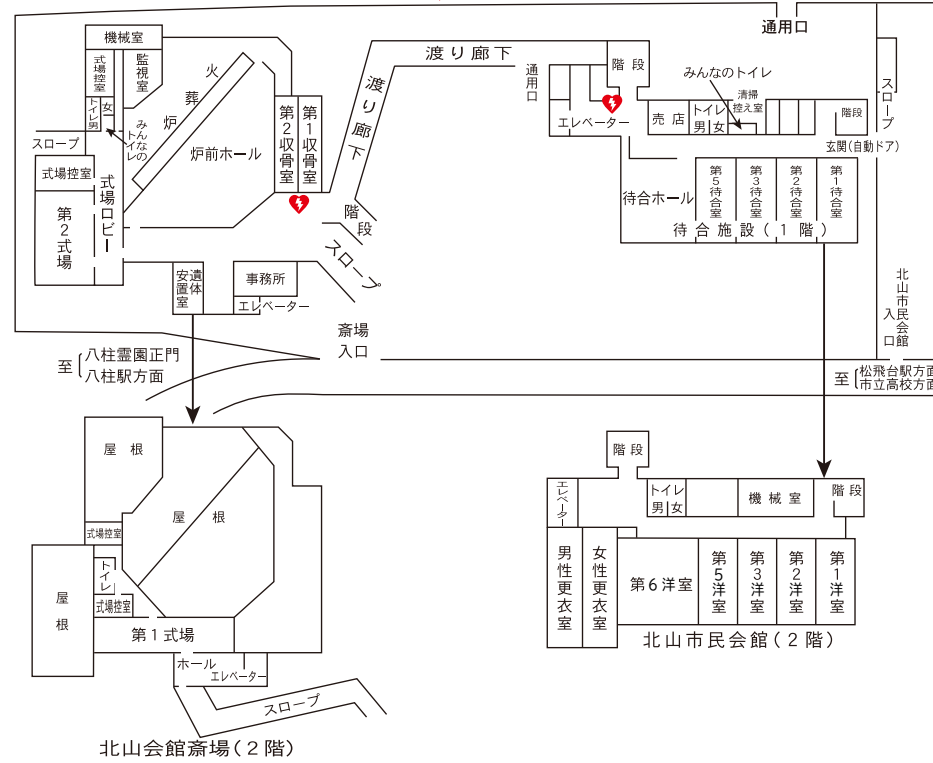
区分	単位	使用料				
		市民	市民以外の者			
火葬	15歳以上	1体	3,000円	50,000円		
	15歳未満	1体	1,600円	25,000円		
	死胎児	1胎	1,000円	15,000円		
	改葬遺骨	1個	1,200円	20,000円		
	外科	1個	800円	13,000円		
式場	えな	1包	300円	5,000円		
	第1(小式場)	1回	24,200円	48,400円		
式場	第2(大式場)	1回	44,000円	88,000円		
	遺体安置室	1回	6,500円	13,000円		
宮型霊柩車	1回	8,900円	17,800円			
市民会館	区分	単位	9時～17時		17時～21時	
			市内	市外	市内	市外
	部屋					
	第1～5洋室(2階)	1時間	220円	440円	270円	540円
	第6洋室(2階)	1時間	440円	880円	550円	1,100円

- ※ 式場の1回とは、午後2時から翌日午後1時まで。
- ※ 遺体安置室の1回とは、午前9時から翌日午前9時まで。
- ※ 火葬料(非課税)を除く使用料については消費税込みの料金です。

施設配置図

《平面図》

※ AED(自動体外式除細動器)の設置場所



斎場・市民会館案内図



【交通機関利用】

- 新成電鉄「八柱駅」又はJR武蔵野線「新八柱駅」下車徒歩約30分、又はタクシー。
- 新成電鉄「五香駅」下車、新成バス「紙敷車庫」松飛台駅行にて、「松飛台十字路」下車徒歩10分。
- 北総鉄道「松飛台駅」下車徒歩約20分。

【自動車利用】

- 東京方面から：国道6号線松戸隧道を通り、2つ目の信号右折松戸鎌ヶ谷線へ八柱駅入口信号から2つ目の信号右折八柱霊園参道へ、霊園正面入口左折約1km
- 柏・取手方面から：国道6号線「小金消防署 入口」信号左折直進、約5kmで八柱霊園参道に入る。霊園正面入口左折約1km

- ※ 松戸市斎場において、「心付け」等のご配慮は一切必要ございません。
- ※ 駐車場が少ないので、出来るだけ自家用車での来場はご遠慮ください。
- ※ 状況等により、記載の内容から変更となっている場合がございます。
- ※ ペットを連れての入場は出来ません(身体障害者補助犬を除く)。

松戸市斎場

利用のご案内



この「斎場の利用案内」は、市民のみなさまが不幸にして葬儀等を執り行う場合、関係する手続き、斎場の業務内容、使用料金及び案内図等を掲載し、その参考となるよう作成しました。

斎場業務や火葬炉の構造等は、地域及び各施設により様々な違いがあります。市民のみなさまが、本斎場を利用する際、この「利用案内」を参考にいただき、ご理解いただきますようお願いいたします。

〒270-2216
 松戸市斎場 所在地：松戸市串崎新田63番地の1
 電話：047-387-4042

施設概要

- 所在地：松戸市串崎新田63番地の1
- 敷地面積：10,000.14㎡
- 建築面積：2,802.75㎡
- 延床面積：3,959.99㎡〔(1)斎場：2,300.36㎡・(2)市民会館：1,659.63㎡〕
- 施設：(1) 斎場 鉄筋コンクリート半地下式2階建
 - 火葬場：火葬炉10基(空冷ロストル式、灯油使用)
 - 式場：2室(式場、ロビー、控室+和室)
 (2) 北山市民会館 鉄筋コンクリート造2階建、エレベーター付
 - 1階：待合室5室(和洋室1室・洋室3室・ホール1室)
 - 2階：市民会館施設(洋室5室)
- 休館日：友引の日・1月1日～3日
- 担当課：松戸市役所 健康医療部 予防衛生課(☎047-366-7484)

1 死亡から利用の申込み・手続き順序

1. 死亡
2. 医師から「死亡診断書」の交付を受ける
3. 死亡届（死亡診断書と一対）を提出
⇒ 市民課（又は支所、休日及び夜間は守衛室へ）
(1)火葬日・時間、霊柩車利用の有無を申込み
⇒ 斎場予約システムで予約
(2)式場の利用申込み
⇒ 斎場予約システムで予約
4. 死体（胎）埋火葬許可証・松戸市火葬場使用許可書を受領
5. 通夜・告別式
6. 死体（胎）埋火葬許可証及び火葬場使用許可書を斎場窓口へ提出
7. 火葬料、霊柩車使用料等支払い
8. 死体（胎）埋火葬許可証受領（裏面に火葬証明記載）

- ※ 死体（胎）埋火葬許可証・火葬場使用許可書を忘れますと火葬が出来なくなりますのでご注意ください。
- ※ **死体（胎）埋火葬許可証**は、ご遺骨をお墓等に納骨する時に必要になる**重要な書類**です。
- ※ 市外で埋火葬許可証明書を取られた方は、松戸市火葬場使用許可書を取ってください。

2 斎場到着から帰宅までの流れ

（全体の所要時間：約1時間30分～2時間）

1. 霊柩車到着

- ↓ (1) 火葬時刻の約5分から10分前には到着してください。

2. 棺を火葬炉前へ移動

- (1) 霊柩車から棺を棺台車へ移し、火葬炉前へ移動します。
↓ (2) 遺影等をお持ちの方から順に棺台車の後に続いてお進みください。
(3) 遺影・位牌等を焼香台の上に安置します。

3. 火葬炉内へ棺を安置

- (1) 棺を火葬炉内へ安置し、「お別れします」と呼びかけ拜礼後、火葬炉の扉を閉めさせていただきます。
(2) 火葬炉の扉閉鎖後、ご遺族から順に焼香等（献花・奉奠等）を行います。
↓ (3) 焼香等終了後、「遺影」・「位牌」等は、収骨室の所定の位置へ移させていただきます。遺族・会葬者は渡り廊下を通り待合施設へ移動します。地階から1階・2階へはエレベーターが利用できます。
(4) 各待合施設は、会葬者の人数により係員がご案内します。

4. 火葬

- ↓ (1) 火葬終了まで待合室で待機（火葬所要時間の目安：約70分くらい）
(2) 待合中に会食される場合は、北山市民会館2階の部屋（有料）を利用してください。1階の待合室では会食できません。
(3) 火葬終了後、斎場事務室から「収骨」の準備が整った旨放送いたします。

5. 収骨

- ↓ (1) 第1又は第2収骨室に参集を促す放送後、故人のご家族等近親者を先頭に収骨室へ移動してください。
(2) 故人のご家族等から順に2列に並んでいただき、箸を使ってご遺骨を骨壺の中へ入れます。（お骨上げ）
(3) **ご遺族・会葬者全員が収骨（1回のみ）した後、残余のご遺骨がある場合は斎場係員が整理し、骨壺の中へ納めさせていただくことがあります。**
(4) 全てのご遺骨が骨壺の中に納まりましたら、骨壺を桐箱の中へ入れます。この時必ず「死体（胎）埋火葬許可証」も中へ入れますので、よく確認してください。

6. 帰宅

葬儀規模によっては、斎場内が非常に混雑する場合があります。また、他のご葬家の収骨が予定されている場合もあります。「収骨」が終了しました方から順に送迎用のバス等にお乗りください。ご協力をお願いします。

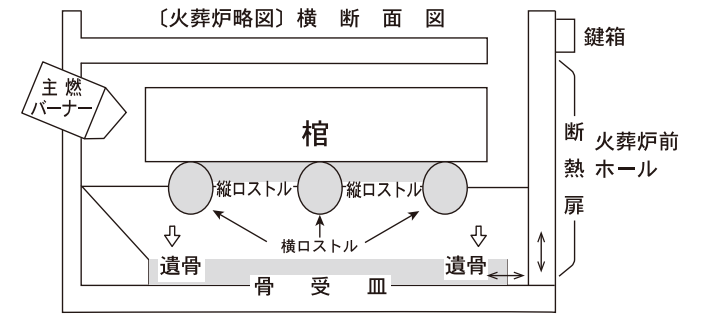
3 火葬

1. 火葬時刻は次のとおりです。（下記の時間は、火葬受入を終了する時間です。）

区分	9時00分	10時30分	12時00分	14時00分	15時30分
受入れ開始時間	15分前	30分前	30分前	30分前	30分前

2. 斎場には、火葬時刻の5分から10分前には到着するように、各告別式会場からの移動距離等を十分考慮し、出棺時間を決定してください。遅延した場合、後の火葬時間の方へ大変ご迷惑をかけることとなりますので、時間厳守をお願いいたします。
3. 火葬炉内で棺を受ける物は、金属製の「火格子」―（ロストル）を使用しています。火葬中のご遺骨は「火格子」の下の「骨受皿」で受けます。火葬後、係員がご遺族の皆様にお骨上げできるように、ご遺骨を「骨受皿」から「収骨台車」へ整理した後、収骨室にご用意させていただきます。
4. 松戸市斎場では、火葬炉前での「棺」を開けての対面、お別れはできません。また、みなさま共用の場所なので、他家へのご配慮をお願いします。
5. 松戸市斎場は、火葬炉の構造上、火葬の開始と終了時にご遺族の「立会い」を行いません。火葬炉前に故人の「氏名」を表示し、複数の係員により厳格に火葬から収骨までの業務を行っています。何卒ご了承いただきますようお願いいたします。ただし、特に希望される場合は、火葬炉扉の鍵を火葬終了まで保管していただくことができます。なお、火葬時間の制限等がありますので、事前にお問い合わせください。
6. 火葬炉の構造や遺体の状況等火葬の諸条件によっては、ご遺骨のうち「第2頸椎」―通称「喉仏」がでない場合もあります。予めご了承ください。
7. 故人が心臓ペースメーカーを使用していた場合は、その旨斎場職員にお知らせください。
8. 納体袋に納めている場合は、事前に斎場職員にお知らせください。

9. 火葬待合中に過度に飲酒しないでください。ご協力をお願いします。
10. 棺の中にご遺体をまとう衣類以外の物は入れないでください。特にプラスチック類や爆発性のある物、硬貨類等を入れますと、ご遺骨を損傷するばかりでなく、火葬炉の損傷・故障の原因や火葬時間が長くなります。指輪・貴金属（宝石・金・プラチナ等）についても、焼失を伴う誤解の発生原因ともなりますので、事前に取りはずしてください。ご協力をお願いします。
11. 炉前ホール及び収骨室では写真撮影・ビデオカメラ等での撮影はご遠慮いただいております。



4 霊柩車

1. 台数・種類：3台・宮型
2. 霊柩車は、午前10時30分の火葬から利用できます。
3. 利用申込みの際は、出棺場所等を明示できるようにしてください。
4. 霊柩車が利用できる「棺の長さ」は、2mまでとなります。
5. ご自宅・民間式場等から斎場にお棺を搬送する際には市の霊柩車をご利用できます。
※霊柩車には運行範囲がございます。範囲の詳細については、斎場へお問い合わせください。

5 式場

1. 利用時間：午後2時から翌日の午後1時まで（準備と後片付けの時間を含む）
(1) 式場使用の火葬時刻は第1式場10時30分、第2式場12時になります。
上記火葬時間以外では、式場は利用できませんのでご注意ください。式場の利用に関しましては時間厳守をお願いいたします。
(2) 式場利用日と火葬日・火葬時間の調整を十分に行い、式場利用の申込みをしてください。
2. 利用できる施設
(1) 式場：2室・収容人員 …… 約50名（第1式場）
約100名（第2式場）
(2) 式場控室：第1式場に2部屋（4人程度宿泊可能）・第2式場に3部屋（4人程度宿泊可能）、各式場に湯沸室、シャワー室あり。
ただし、仮眠のための寝具及び洗面道具等はありません。
- (3) 式場ロビー：通夜・告別式の受付等に利用できます。
3. 受付時間
午前8時30分から午後9時まで（ただし、「友引」の前日・12月31日は午後5時まで・1月1日から1月3日の間の受付はありません。）
安置室のご利用は、午前8:30から午後8:30までとさせていただきます。但し友引の前日は、午前8:30から午後4:30までとさせていただきます。
※1月1日から1月3日までの期間は、御遺体のお預かりを中止させていただきます。
安置室ご利用の際は、納棺のうえお願いします。納棺が出来ない場合は、斎場事務所にご相談ください。